

貯法 室温保存

ペニシリン系抗生物質経口剤

指定医薬品 使用基準

## 水産用アンピシリン10倍散「あすか」

## 【成分及び分量】

品名	水産用アンピシリン10倍散「あすか」
有効成分	アンピシリン水和物
分量	1g中100mg（力価）

## 【効能又は効果】

アンピシリン感受性菌に起因する下記疾病による魚類の死亡率の低下。

スズキ目魚類（ぶり、まだい、まあじ、ティラピア、その他のスズキ目魚類）：類結節症

## 【用法及び用量】

魚体重1kg当たり1日量アンピシリン水和物として下記の量を投与する。

スズキ目魚類（ぶり、まだい、まあじ、ティラピア、その他のスズキ目魚類）：5～20mg（力価）

## 【使用上の注意】

## （基本的事項）

## 1. 守らなければならないこと

## （一般的注意）

- ・本剤は、スズキ目魚類（ぶり、まだい、まあじ、ティラピア、その他のスズキ目魚類）の類結節症を治療するために使用し、スズキ目魚類（ぶり、まだい、まあじ、ティラピア、その他のスズキ目魚類）以外の魚又は動物には使用しないこと。
- ・本剤は、適切な量で使用しないと期待される治療効果が得られず、これを超えて使用した場合には、思わぬ副作用が発生するおそれがあることから、定められた用法及び用量に従って正しく使用すること。
- ・本剤は、病気の治療に必要な最小限の期間の使用に止めることとし、病気が治まった後は使用しないこと。また、治療の効果の有無にかかわらず、8日間以上の連続投与は避け、繰り返し使用しないこと。
- ・本剤は指導機関（家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等）に相談の上使用すること。
- ・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（スズキ目魚類）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

スズキ目魚類（ぶり、まだい、まあじ、ティラピア、その他のスズキ目魚類）：食用に供するために水揚げする前5日間

## （取扱い及び廃棄のための注意）

- ・本剤はよく振り混ぜてから使用すること。
- ・本剤を数回に分けて使用する場合には、速やかに使用すること。

- ・本剤の色に異常が認められた場合には使用しないこと。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤は、小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤は、直射日光、高温及び多湿を避けて保管すること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、本剤を他の容器に入れかえないこと。

## 2. 使用に際して気を付けること

## （使用者に対する注意）

- ・誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤が眼に入った場合には、直ちに水でよく洗い流し、医師の診察を受けること。
- ・餌等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。
- ・本剤の取扱いは、防護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用すること。
- ・使用した後、あるいは使用者の皮膚に付着したときは、石けん等でよく洗うこと。

## （専門的事項）

## 重要な基本的注意

- ・アンピシリンはペニシリン系産生菌には通常奏効しないので、この場合は他の薬剤を使用すること。

## 【包装】

水産用 アンピシリン 10 倍散「あすか」：10 kg（1 kg × 10 分包）

## 【製品情報お問い合わせ先】

あすかアニマルヘルス株式会社

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目15番6号

TEL：03-5439-4188



製造販売元

あすかアニマルヘルス株式会社

東京都港区芝浦二丁目15番6号  
TEL. 03-5439-4188 FAX. 03-5439-4191

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。